

令和2年度包括外部監査結果・意見等に対する是正措置  
(令和4年度における対応状況)

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	III. 今回の監査結果 第4章. 宮城県総合運動公園 (グランディ・21) 2. サッカー場周辺の高木の管理の必要性 【意見】	宮城県サッカー場では、「百万本植樹事業」として、サッカー場の周りに木を多数植えている。指定管理者によると、その木々が現在はかなりの高さとなり、中には倒木の危険性があるものも存在するとのことである。実際、令和元年に台風19号が発生した際に、サッカー場のCグラウンドで倒木が起きた。すべての木を伐採する必要はないが、倒木の危険が高い木のみでも伐採するとすれば相当の費用がかかると見込まれる。 サッカー場の周辺には住居もあることから、今後また倒木が発生すれば、近隣住民にも被害が及ぶ可能性もある。指定管理者側においては、高木の伐採に関する具体的な見積をとり、次の台風が発生する前に、県に具体的な対策を講じるよう働きかける必要がある。 (P78)	令和5年度中に、危険性の高い8本の高木の伐採を予定している。高木が多数あることから、その他の高木については、危険性の高い高木から年次計画を立て、剪定・伐採していく。
2	III. 今回の監査結果 第4章. 宮城県総合運動公園 (グランディ・21) 3. 人工芝のサッカーコート 【意見】	宮城県サッカー場には、3つのコートがあり、A、Bコートは天然芝、Cコートは人工芝のコートである。Cコートはもともとクレーコートであったのを、土の上に人工芝を敷き詰めているが、冬になると霜の影響で地面が浮き上がってしまうことが続いたことにより、現在は地面が平らではなく、やや起伏のある状態である。部分的に補修をした箇所も、はがれてきてしまい、サッカー場利用者がつまずいて転んでしまう可能性もある。 地盤が土である限り、今後も天候によってグラウンドはどんどん劣化していくため、部分的な補修ではなく、地盤をコンクリートにする必要がある。サッカー場の高い稼働率を鑑みると、グラウンドの修繕を優先的に実施してもよいのではなかろうか。 (P78)	Cコートについては、今年度設計業務を委託しており、令和5年度に改修・修繕できるように計画を進めている。
3	III. 今回の監査結果 第4章. 宮城県総合運動公園 (グランディ・21) 4. サッカー場の雨漏り 【意見】	サッカー場の附帯施設を視察したところ、施設の老朽化が激しく、特に、天井の雨漏りは深刻であった。指定管理者側で応急処置をしている雨漏り箇所は全部で16箇所あったが、普段の雨はこのような応急処置で対応ができて、台風の際は、建物が水浸しになってしまうとのことである。 今後も台風が来るたびに大雨で建物内が水浸しになることは確実であり、早急な修繕が必要である。利用者や職員の安全確保のためにも、このような深刻な雨漏りは、他の修繕に優先して行われるべきであるので、県側では先延ばしにせず、一刻も早く、対策を講じなくてはならない。 (P80)	令和4年度に、屋上部分のプレスコンクリートの塗膜防水、目地シーリング改修について施工済みである。
4	III. 今回の監査結果 第5章. 宮城県仙南総合プール (ヒルズ県南総合プール) 4. 設備の維持管理について 【意見】	本施設で使用するボイラーは、通常2台体制で運用している。そのうち1台の一部機能(ポンプ等)が不調であるが、指定管理者によると、修繕のための予算の都合がつかないため、正常な方のボイラーの稼働率を増加させて対処したとのことである。 不調設備の代替として、正常設備への負荷を増加させて使用することは、正常な設備の寿命を縮めかねず、結果として維持管理コストを増加させることになりかねないため、県には設備の計画的な修繕が望まれる。 (P103)	令和4年度、不具合箇所の調査業務を委託しており、年度内に設計業務が完了する予定である。この結果を踏まえ、令和5年以降計画的に修繕を行っていく。
5	III. 今回の監査結果 第6章. 宮城県長沼ボート場 (アイエス総合ボートランド) 3. 「ケヤッキー」の活用 【意見】	ボート場の艇庫内に、平成13年の国民体育大会の際のキャラクター「ケヤッキー」の人形が置いてある。宮城県のスポーツ活性化に貢献した「ケヤッキー」は、今後も宮城を元気づけるのに欠かせない存在となる可能性がある。 今後は、ケヤッキー人形を艇庫内に保管しておくのではなく、塗装をし直して、ボート場利用者の目を楽しませるために大いに活用してほしい。 (P117)	土台の修繕や塗装を行ったため、現在は有効に活用できている。

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
6	<p>Ⅲ. 今回の監査結果第7章. 宮城県ライフル射撃場 (nextライフル射撃場)</p> <p>1. 競技用備品の更新について【意見】</p>	<p>宮城県ライフル射撃場においては、指定管理料収入を除けば、主要な収入は射撃使用料収入であり、これに大きく貢献しているのが各種大会である。</p> <p>今回の監査において、大会に使用する本施設の競技用備品について検討した結果、電子標的について、エアライフル射撃場は、本施設の26射座分すべてに対応する数が購入されている一方、スモールボアライフルの電子標的(50m)は、本施設の26射座分に対し、購入したのは7個のみであった。</p> <p>本施設の建物としての機能に対し、必要備品を7射座分しか確保できておらず、本来受入可能な大会を開催できていない状況は、とても本施設の有効的な活用ができていない状況である。県は、電子標的を追加購入した場合としない場合におけるコスト、効果の対比シナリオを作成し、その可否を検討すべきである。(P143)</p>	<p>スモールボアライフルの50m電子標的は、令和3年度に10台整備した。令和4年度に残りの9台を整備できるよう手続きを進めている。</p>
7	<p>Ⅲ. 今回の監査結果第8章. 宮城県クレー射撃場</p> <p>2. 模擬銃について【意見】</p>	<p>本施設に所在する物品のうち模擬銃は、本施設を会場として県が実施することがある第一種銃猟免許試験等の便宜のため、県が本施設に保管しているものである。</p> <p>この点、模擬銃の保管は本施設の指定管理業務に含まれておらず、その保管・管理において責任の所在が曖昧となるおそれがある。模擬銃の調達単価は最低でも数十万円程度と高額であり、適正な管理が望まれる。</p> <p>また、指定管理者によると、模擬銃は定期的なメンテナンスが必要であり、また保管のため一時期は本施設のガンロッカー16基のうち10基を占有するなど、本来の指定管理業務ではないにもかかわらず、指定管理者による運営に支障を来すことがあったとのことであった。</p> <p>さらに、模擬銃の調達については、実銃の新品を県で購入し模擬銃へ改造するという手順を踏んでいる。しかし本施設の指定管理者(宮城県猟友会)によると、中古銃を元としても運用年数や保守にさほどの違いは無いとの見解であった。これに対し、県自然保護課によると、模擬銃は基本的に宮城県猟友会の「講師会」という専門組織からの要望に即したものを購入しているが、それにもかかわらず一部模擬銃は使用頻度が低いといった実態であるとの見解であった。このように、模擬銃の調達について見解の相違があり、経済的な調達がなされているか疑問である。</p> <p>県は模擬銃の経済的な調達(県と講師会の見解の相違の解決)から、責任のある管理のための指定管理契約の見直し(模擬銃の取扱いを業務内容に含めるか否か)まで、模擬銃の取扱いを総合的に再検討することが望ましい。(P159)</p>	<p>令和4年度の協定から、模造銃の管理を指定管理業務に規定した。</p>
8	<p>Ⅲ. 今回の監査結果第10章. 加瀬沼公園(モリリン加瀬沼公園)</p> <p>1. 公園内トイレの改修・増設の必要性【意見】</p>	<p>加瀬沼公園内には、多目的トイレ・男子用・女子用トイレが3ヶ所設置されているが、公園の敷地の広さ及び利用客数の多さに比べ、トイレの設置数が少ない。今後ますます公園需要を高めていく方針であれば、トイレの増設を検討すべきである。</p> <p>さらに、利用者アンケートには、多目的トイレに関する要望として、「身障者用トイレは温水トイレが常識となっているため改修してほしい」との意見もあり、県はこのアンケート結果を踏まえ、他の修繕に優先して多目的トイレの温水トイレ化を進めていくことが望ましい。(P179)</p>	<p>トイレについては、炊事棟及び管理事務所の施設更新と併せて増設する予定であり、温水トイレ化についても、当該施設更新と併せて実施する予定である(令和4年度内に設計完了後、工事発注予定)。なお、イベント時などにトイレが不足する場合は、仮設トイレを設置する。</p>
9	<p>Ⅲ. 今回の監査結果第10章. 加瀬沼公園(モリリン加瀬沼公園)</p> <p>2. ベットと楽しめる広場づくり【意見】</p>	<p>加瀬沼公園のアンケート結果を見ると、「芝生広場に犬を立ち入れさせないでほしい」との声が目につく。芝生広場では、公園利用者が、テントを張ったり、お弁当を食べたりしているため、犬が入ってきて芝生に糞をすると衛生上問題があるという理由からであるが、指定管理者側では現状、ペットの芝生広場への立ち入りを禁止してはいない。公園は、お互い譲歩しながら使うべきものであるため、芝生広場の利用客の声だけを聞きペットの立ち入りを禁止してしまうと、今度は、日常的に犬の散歩に来ている利用者から不満の声が上がるであろう。芝生広場内で、ペットが走り回っていいエリアと、テントを張っていいエリアに区分をしてはどうであろうか。(P179)</p>	<p>加瀬沼公園のベット利用について1年間アンケートを行った結果、全124件の回答のうち、「利用場所の制限」が必要という回答は1件のみで、大半が「改善は不要」または「エリア分けではなくマナーの徹底が必要」という回答であった。アンケートの結果を踏まえ、ベットののためのエリア分けは実施しないこととするが、マナーの徹底については、引き続き園内放送や巡視等により注意喚起を行っていく。</p>
10	<p>Ⅲ. 今回の監査結果第10章. 加瀬沼公園(モリリン加瀬沼公園)</p> <p>6. 施設の有料化【意見】</p>	<p>加瀬沼公園はバーベキュー等を目的とした大きな需要があるにもかかわらず、条例の定めにより利用料は全て無料であり、利用料収入がない。</p> <p>一定の需要が見込めるにもかかわらず、条例の制限により有料化が不可能という状況下においては、条例自体の改正も視野に入れた有料化の検討を実施することが望ましい。(P182)</p>	<p>条例改正を伴う施設の有料化については、施設の更新時期等、適切な時期に、利用状況等を踏まえて判断する。</p>

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
11	<p>Ⅲ. 今回の監査結果第11章. 仙台港多賀城地区緩衝緑地(うしちゃん多賀城緑地公園)</p> <p>1. 駐車場の拡大【意見】</p>	<p>仙台多賀城地区緩衝緑地の駐車場は、駐車できる台数が50台程度と非常に少ない。子供たちの遠足利用が全くなく、また、土日はスポーツ利用者のみなので、現状、駐車場が足りないわけではないが、昼休みになると、トラックの運転手が休憩しに公園に来るため、トラックによって駐車場が埋まってしまう。指定管理者側は、お昼休憩のトラックの出入りを禁止できないため、現在は、「大型トラックはご遠慮ください」といった内容の看板を設置しているのみである。</p> <p>狭い駐車場に、機材を積んだ業者トラックがたくさん停まっていると、子供たちにとっても危険であり、また、一般利用者の駐車スペースの確保も困難となる。このような問題に対処するため、公園内の駐車場の規模拡大は必須である。また、指定管理者は、今後、公園の利用者数を年間20万人規模に増やしたいと考えているため、駐車場規模の拡大は、利用者増加や公園内施設の利用促進にもつながるであろう。</p> <p>(P187)</p>	<p>園内の駐車場は3カ所あり、全部で161台駐車可能である。駐車場の利用状況について指定管理者に確認したところ、大型トラックの駐車場利用は平日が多く、繁忙期の駐車場利用には影響がないとのことだった。ただし、大型トラック駐車に伴う公園利用の妨げも想定されることから、駐車場の区画線を引き直し、普通車の駐車場所を増やすことで、駐車スペースの拡大及び利用者の安全確保を図った。</p>
12	<p>Ⅲ. 今回の監査結果第12章. 岩沼海浜緑地(ジュニパーク岩沼)</p> <p>1. ジュニパーク岩沼の看板【意見】</p>	<p>岩沼海浜緑地はネーミングライツを導入している施設の一つであり、「ジュニパーク岩沼」の愛称で親しまれている。当該ネーミングライツのスポンサーは株式会社仙台放送である。</p> <p>岩沼海浜緑地の北ブロックの入口には「ジュニパーク岩沼」の看板がある一方で、南ブロックには看板が設置されておらず「ジュニパーク岩沼」の愛称が定着されていない印象を受ける。北ブロックは平日の利用者が少ないのに対し、南ブロックは平日でも利用者が多いため、やはり南ブロックにも愛称が定着してほしいものである。</p> <p>今後、新たなネーミングライツ契約を締結する際は、北ブロックのみならず南ブロックにも看板を設置することを県がスポンサーに対し積極的に提案し、北ブロック・南ブロックの両施設が県民から愛称で呼ばれるような存在とすることが望ましい。</p> <p>(P194)</p>	<p>令和4年度末で現在のスポンサーとの契約が終了するため、令和4年9月から新規スポンサーの募集を行っている。新規スポンサーの応募があった際は、北ブロック及び南ブロック両施設への看板設置を促す。</p>